

# 雨水流出抑制施設設置に関する手続き

(千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱に基づく。)

千代田区内で建築物等の施設の新築または改築を行う場合、公共施設はすべての建築が対象になります。また、民間施設は、敷地面積500㎡を超える建築等が対象となりますが、500㎡以下については、計画書の提出は不要ですが、抑制施設の設置をお願いしています。

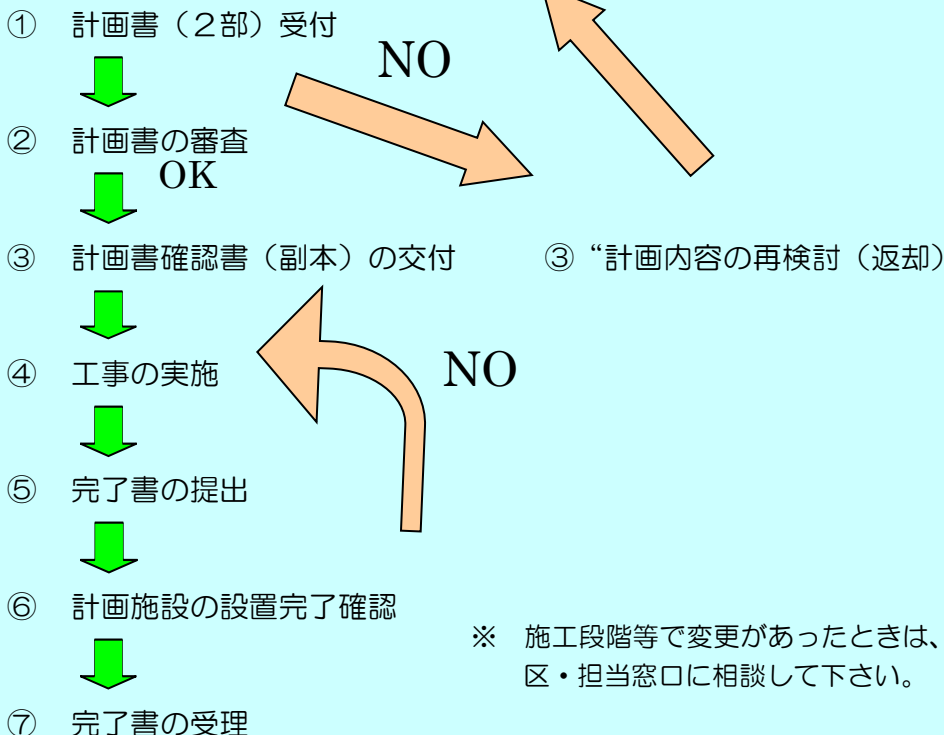
## 1. 事前相談 (区・担当窓口で)

- 雨水流出抑制の対策量、流出抑制施設 (浸透・貯留施設) の設置等  
※ 対策量：①神田川流域：600m<sup>3</sup>/ha (0.06m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)  
②その他の流域：500m<sup>3</sup>/ha (0.05m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)
- 計画書の作成要領等
- 東京都下水道局・東京都都市整備局等との協議  
※ 「日排水量 50 t 以上、敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上」のいずれかに該当する場合は、下水道局中部下水道事務所お客様サービス課渉外調整担当  
TEL 03-3270-8325。  
※ 雨水の有効利用を計画する場合で「延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上、開発面積 3,000 m<sup>2</sup>以上」は、都市整備局都市づくり政策部広域調整課水資源係 TEL 03-5388-3228。

## 2. 対策施設の設置検討・計画書作成 (事業者)

- 案内図・雨水流出抑制施設設置計画図 (排水計画図を含む。) 雨水流出抑制施設構造図、計算書 (対策必要量、対策計画量) 等の作成
- 計画は、東京透水貯留・浸透施設技術指針を参照

## 3. 雨水流出抑制施設設置計画書の提出 (区・担当窓口)



区・担当窓口 : 千代田区 環境まちづくり部 道路公園課  
みちとみどりの相談担当 TEL 03-5211-4241

千代田区では、「千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」（平成6年12月1日施行）に基づき、建築物を建設される方に雨水流出抑制施設の設置をお願いしています。

※※※※※ 千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱とは ※※※※※

## 目的

総合的な治水対策の一環として、公共施設や民間施設に雨水流出抑制施設を設置することにより降雨による水害の軽減、防止を図ること、また、貴重な水資源の一つである雨水の利用や地下への浸透による、資源循環型都市の形成を図ることを目的としています。

## 適用区域

千代田区全域に適用します。

## 対象施設

- 公共施設は、全ての建築工事が
- 民間施設では、敷地面積 500m<sup>2</sup> を超える土地に建設する**建築物・工作物**  
(新築・増築・大規模な修繕・模様替え・その他治水対策上必要な施設)
- 新設・改修をおこなう敷地面積 500m<sup>2</sup> を超える駐車場
- 新設・改修をおこなう都市公園及び児童遊園・広場

## 指導内容

河川流域により500 t / ha 又は600 t / ha の雨水流出抑制対策量の明示と「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」に基づく雨水貯留槽・浸透柵・浸透トレンチ・浸透性舗装・その他必要な施設の設置を指導します。

- ※ 延床面積が 10,000 m<sup>2</sup> 以上の建築物、または開発面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上の開発事業は東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課水資源係と「水の有効利用促進要綱」に基づく協議が必要です。
- ※ 次の何れかに該当する場合は、東京都下水道局中部下水道事務所お客様サービス課渉外調整担当と協議して下さい。
  - ① 敷地面積 1,000 m<sup>2</sup> 以上
  - ② 延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上
  - ③ 一日の排水量 50t 以上
- ※ 貯留槽を計画される場合の放流量は、  
神田川流域の放流量は、0.024 m<sup>3</sup>/s・ha  
隅田川流域の放流量は、0.033 m<sup>3</sup>/s・ha  
を超えないように、オリフィスの設定または、排水ポンプの選定をして下さい。

## 計画書の提出

都市計画法、建築基準法等に定める申請を行う前に、千代田区長に対し、雨水流出抑制施設設置対象施設の建築を行うときは、雨水流出抑制施設設置計画書を提出して下さい。

## 工事完了報告書の提出

雨水流出抑制施設の設置工事が完了したときは、速やかに雨水流出抑制施設設置完了書を提出して下さい。これにより現地の確認をさせていただきます。

## 維持管理及び安全管理

施設の設置者は、雨水流出抑制施設の機能を保つよう、常に良好な維持管理をして下さい。

# 千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱

策定 平成 6 年 11 月 18 日付 区長決裁  
改正 平成 16 年 7 月 30 日 16 千環環発第 78 号  
改正 平成 18 年 11 月 1 日 18 千環環発第 120 号

## （ 目的 ）

第 1 条 この要綱は、総合的な治水対策の一環として、千代田区内にある公共施設及び民間施設に雨水流出抑制施設を設置することにより、降雨による水害の軽減と防止を図るとともに、あわせて都市環境の向上を図ることを目的とする。

## （ 対象施設 ）

第 2 条 雨水流出抑制施設の設置を要する施設は、国、地方公共団体、公社、公団等が所管する全ての公共施設及び敷地面積が 500㎡を超える大規模な民間施設で、次の各号に掲げるものを対象とする。

- 1 新築・増築又は大規模に改築する施設
- 2 その他、治水対策上設置が必要な施設

## （ 雨水流出抑制施設 ）

第 3 条 雨水流出抑制施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 1 雨水の浸透施設
- 2 雨水の貯留施設
- 3 1. 2 を組み合わせた浸透・貯留施設

## （ 雨水流出抑制施設の設置者 ）

第 4 条 雨水流出抑制施設の設置者（以下「施設の設置者」という。）とは、第 2 条に規定した対象施設を所管する者又はこれに準ずる者をいう。

## （ 雨水流出抑制施設の設置計画規模 ）

第 5 条 雨水流出抑制施設の設置計画規模は、次の各号に定める流域対策量に建設敷地面積を乗じて得た量を最小の計画量とする。

なお、各流域は、別添の流域図のとおりとする。

- 1 神田川流域は、敷地面積 1 ha あたり 600 m<sup>3</sup>
- 2 その他の流域（荒川、隅田川）は、敷地面積 1 ha あたり 500 m<sup>3</sup>

## （ 計画書の提出 ）

第 6 条 雨水流出抑制施設の設置に当たっては、設置者は事前にその計画書（別記第 1 号様式）を、千代田区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

## （ 関係機関との協議 ）

第 7 条 区長は、計画書が提出された際に、必要に応じて排水及び雨水有効利用について、次の部局との事前協議を指導するものとする。

- ① 建築物及び雨水流出抑制施設の排水については、東京都下水道局。
- ② 雨水有効利用については、東京都都市整備局。

( 完了の届出 )

第8条 設置者は、雨水流出抑制施設の設置が完了したときは、速やかに区長に完了届(別記第2号様式)を提出するものとする。

( 維持管理及び安全管理 )

第9条 施設の設置者は、雨水流出抑制施設の機能保持及びその周辺の安全保持のため、常に良好な維持管理を行うものとする。

- 附 則
1. この要綱は、平成6年12月1日から施行する。
  2. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
  3. この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

雨水流出抑制施設設置計画書

千代田区長 宛  申請者（施設設置者） （所在地） （会社名等） （代表者等）		印
1. 建物名称		
2. 設置場所	千代田区	丁目 番号
3. 種 別	1.一般建築 2.開発行為 3.都市計画事業 4.その他	
4. 対象面積	m <sup>2</sup>	
5. 工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
6. 雨水流出抑制対策量	（計画対策量） m <sup>3</sup>	（必要対策量） m <sup>3</sup>
7. 抑制対策施設の種類	1. 雨水貯留槽 m <sup>3</sup> 2. 雨水浸透柵 個 ( m <sup>3</sup> ) 3. 浸透トレンチ m ( m <sup>3</sup> ) 4. 浸透舗装 m <sup>2</sup> ( m <sup>3</sup> ) 5. その他 ( m <sup>3</sup> )	
8. 連絡担当者	設計者 電話 ( )  施工者 電話 ( )	

（添付書類） ① 案内図 ② 計算書 ③ 排水施設計画図（平面図・立面図）  
 ④ 構造図（抑制施設） ⑤ 配置図

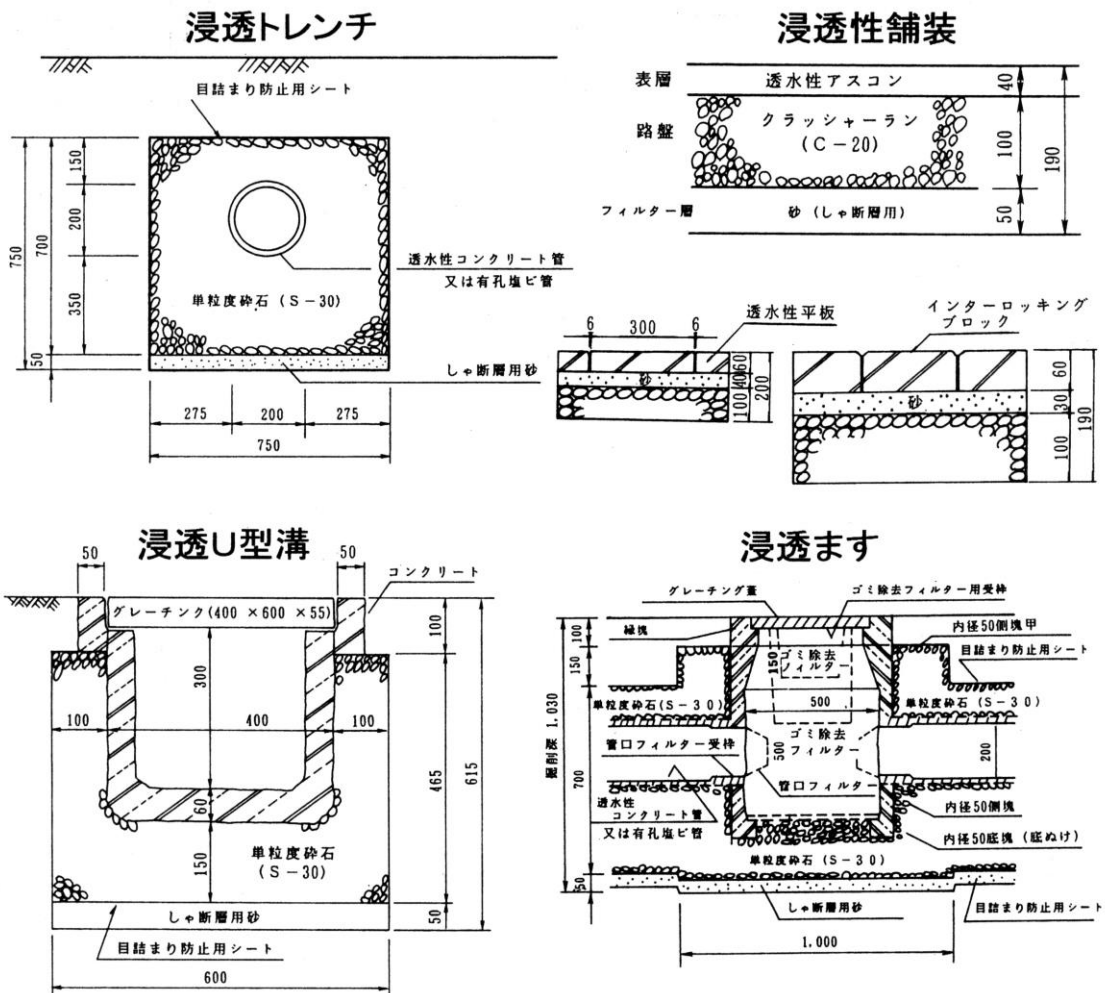
## 雨水流出抑制施設設置工事完了報告書

計画書 確認番号 <u>          </u> - <u>          </u>	千代田区長 宛  申請者(施設設置者) (所在地) (会社名等)  (代表者等)	印
1. 建物名称		
2. 設置場所	千代田区	丁目 番号
3. 対象面積	m <sup>2</sup>	
4. 工事竣工年月日	令和 年 月 日	
5. 施設運用開始年月日	令和 年 月 日	
6. 雨水流出抑制対策量	(必要対策量) m <sup>3</sup>	(実績対策量) m <sup>3</sup>
7. 抑制対策施設の種類	1. 雨水貯留槽 m <sup>3</sup> 2. 雨水浸透柵 個 ( m <sup>3</sup> ) 3. 浸透トレンチ m ( m <sup>3</sup> ) 4. 浸透舗装 m <sup>2</sup> ( m <sup>3</sup> ) 5. その他 ( m <sup>3</sup> )	
8. 施設管理者	連絡先	部課名 責任者 電話 ( )
	管理委託業者	電話 ( )

( 添付書類 ) ① 案内図 ② 竣工図書(系統図・構造図・平面図・計算書)  
 ③写真(各設置施設) ④その他 ( )

# 雨水流出抑制資料

	種類	浸透能	
抑制施設	浸透トレンチ	0.7 m <sup>3</sup> / (m・hr)	
	浸透ます	0.7 m <sup>3</sup> / (個・hr)	
	浸透U字溝	0.1 m <sup>3</sup> / (m・hr)	
	浸透性舗装	0.02m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup>	
	貯留槽・池	施設の貯留体積 (計算書要)	
自然浸透	芝地	0.05 m <sup>3</sup> / (m <sup>2</sup> ・hr)	50mm/(hr)
	植栽地	0.05 m <sup>3</sup> / (m <sup>2</sup> ・hr)	50mm/(hr)
	草地	0.02 m <sup>3</sup> / (m <sup>2</sup> ・hr)	20mm/(hr)
	裸地	0.002m <sup>3</sup> / (m <sup>2</sup> ・hr)	2mm/(hr)
	グラウンド	0.002m <sup>3</sup> / (m <sup>2</sup> ・hr)	2mm/(hr)



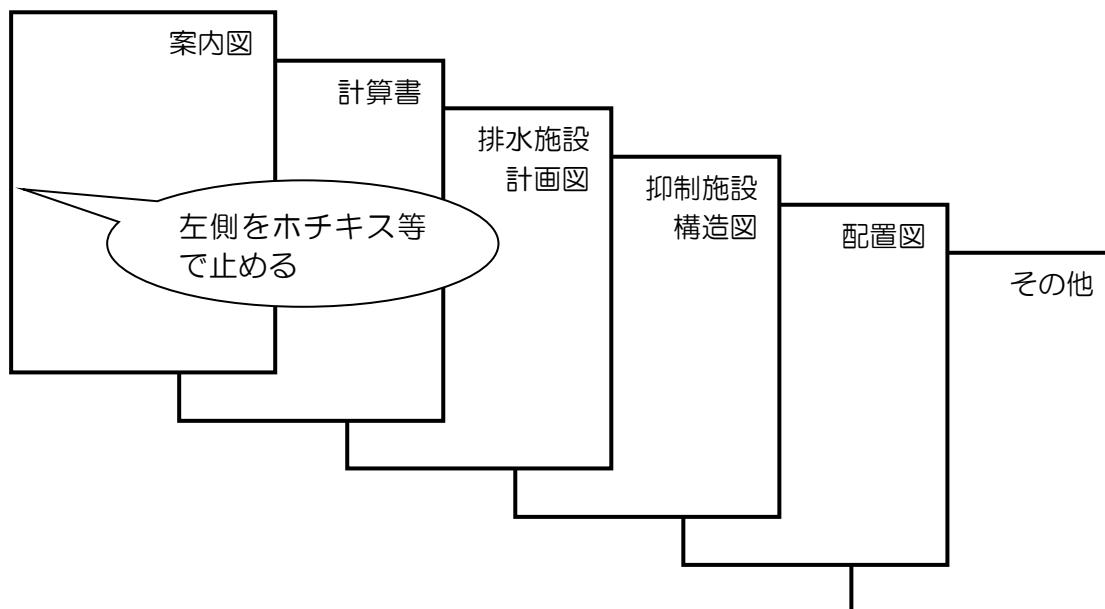
# 雨水流出抑制施設設置計画書作成要領

以下のとおり作成し、2部を提出する。

## 1. 作成要領

計画書表紙	・第1号様式
案内図	・当該地を明示し、住居表示で記入する。
計算書	・抑制施設別の抑制量を表示し、対策量との差引を行う。
排水施設計画図	・排水、集水系統等を色分け表示する。(平面及び立面)
抑制施設構造図	・構造・サイズ及び容量等を表示する。(抑制能計算含む)
配置図	・浸透施設、植栽地を表示し、延長・面積を記入する。 ・排水施設計画図と兼ねることができる。
その他	・その他必要図面・使用製品カタログ等

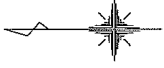
## 2. 綴り方



流域図  
雨水流出抑制対策量

隅田川流域

500 t / ha



神田川流域

600 t / ha

隅田川流域

500 t / ha

凡例